

富山県総合運動公園の利用料金の額及び当該利用料金の減免基準

1 施設利用料金

公園施設名	区 分			単 位	金 額	時間外 1H			
富山県陸上競技場	陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	1日	139,580円	17,450円		
				無料	1日	31,100円	3,890円		
				半日	15,540円				
				練習会	1日	15,540円	1,950円		
				半日	7,770円				
			練習	一般	1人につき	280円			
				学生、生徒及び児童	2時間	160円			
				一般	1人につき	370円			
				学生、生徒及び児童	4時間	210円			
				一般	回数券（2時間利用券11枚）	2,800円			
		学生、生徒及び児童	1,600円						
		一般	回数券（4時間利用券11枚）	3,700円					
		学生、生徒及び児童	2,100円						
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合				1日	1日の入場料の5パーセントに相当する額に1.10を乗じて得た額（その額が167,490円に満たないときは、167,490円）		
	会議室				1室につき1日	5,000円	630円		
					1室につき半日	2,510円			
					長期利用（年間20日以上の場合）	北サイド会議室 1	1室につき	2,080円	630円
						北サイド会議室 2	1日	5,000円	
						会議室 6	1,270円		
更衣室・シャワー				1回	100円				
運動公園補助競技場	練習会以外の大会				1日	16,080円	2,010円		
					半日	8,040円			
	練習会				1日	8,050円	1,010円		
					半日	4,020円			
運動公園芝生スポーツ広場/ ファミリー広場	一般			1日	4,990円	630円			
				半日	2,500円				
	学生、生徒及び児童			1日	2,500円	320円			
				半日	1,250円				
運動公園多目的広場	一般			1面につき1日	7,480円	940円			
				1面につき半日	3,740円				
	学生、生徒及び児童			1面につき1日	3,740円	470円			
				1面につき半日	1,870円				
	平日午前(7月～8月を除く)			一般	1面につき	1,870円			
				学生、生徒及び児童	午前半日	940円			
	運動公園屋内グラウンド	専用利用	全面利用		1時間	一般	2,100円		
						学生、生徒及び児童	1,400円		
全面の2分の1利用			一般	1,050円					
			学生、生徒及び児童	700円					
全面の4分の1利用			一般	520円					
			学生、生徒及び児童	350円					
平日午前（4月～11月）			全面利用	一般		1,050円			
				学生、生徒及び児童		700円			
			全面の2分の1利用	一般		520円			
				学生、生徒及び児童		350円			
			全面の4分の1利用	一般		260円			
				学生、生徒及び児童		170円			
専用以外 の利用		一般		1人につき		280円			
				2時間		160円			
		学生、生徒及び児童		1人につき		370円			
				4時間		210円			
		一般	回数券（2時間利用券11枚）	2,800円					
	学生、生徒及び児童	1,600円							
	一般	回数券（4時間利用券11回）	3,700円						
	学生、生徒及び児童	2,100円							
更衣室・シャワー				1回	100円				

- 備考 1. この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
2. この表で、1日とは午前9時から午後5時まで、半日とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。ただし、富山県陸上競技場をアマチュアスポーツ以外に使用する場合にあっては、1日とは午前0時から午後12時までをいう。
3. 前項本文に規定する1日の単位に係る時間以外の時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額とする。
4. 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。
5. 富山県陸上競技場を利用する者(アマチュアスポーツの練習に使用する者を除く。)が知事の定める会議室を利用する場合は、当該会議室の利用料金は、徴収しない。
6. 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
7. 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は、減額しない。

2 附属設備利用料金

公園施設名	区 分		単 位	金 額
富山県陸上競技場	大型表示盤	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間	4,190円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		20,950円
	照明設備	全灯の3分の2を超える使用		29,550円
		全灯の3分の1を超え3分の2以下の使用		19,700円
		全灯の3分の1以下の使用		9,850円
運動公園多目的広場	照明設備	1面につき全灯の2分の1を超える使用		4,190円
		1面につき全灯の2分の1以下の使用		2,100円
運動公園屋内グラウンド	照明設備	全面使用		4,920円
		全面の2分の1使用		2,460円
		全面の4分の1使用		1,230円

3 減免基準

(1) 体育・スポーツ行事に利用する場合の利用料金の特例

ア 県又は県教育委員会が主催又は共催する大会のうち、次の号に掲げる有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）を使用するときの利用料金は、半額とする。

- (ア) 富山県陸上競技場
- (イ) 運動公園補助競技場
- (ウ) 運動公園芝生スポーツ広場
- (エ) 運動公園多目的広場
- (オ) 運動公園屋内グラウンド
- (カ) 運動公園ファミリー広場

イ 市町村又は市町村教育委員会が主催する市町村民体育大会及び郡民体育大会のうち、有料公園施設を使用するときの使用料は、3割を減ずる

(2) 障害者が利用する場合の利用料金の特例

次の各号に定める者が表1の区分で使用するときは利用料金の全額を免除する。利用料金の免除は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の確認により行うものとする

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）に基づき療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 第4子以上誕生お祝い事業の利用料金の特例

富山県が発行する「とやまっ子お祝いパスポート」の発行を受けている者及びその家族（パスポート裏面に氏名の記載がある者に限る。）が表2の区分で使用するときは利用料金の全額を免除する。利用料金の免除は、「とやまっ子お祝いパスポート」の確認により行うものとする。

表1

公園施設名	区 分		
富山県陸上競技場	陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般
			学生、生徒及び児童
運動公園屋内グラウンド	専用以外の使用		一般
			学生、生徒及び児童

(4) 地域密着型プロスポーツチームが利用する場合の利用料金の特例

富山県内に本拠地を有するプロスポーツチームが、富山県陸上競技場を使用するときの利用料金は、半額とする。ただし、減免後の金額が、アマチュアスポーツの有料の大会に使用するときの金額に満たない場合は、その金額と同額とする。